

固定資産所有者「八幡平 太郎さん」の場合

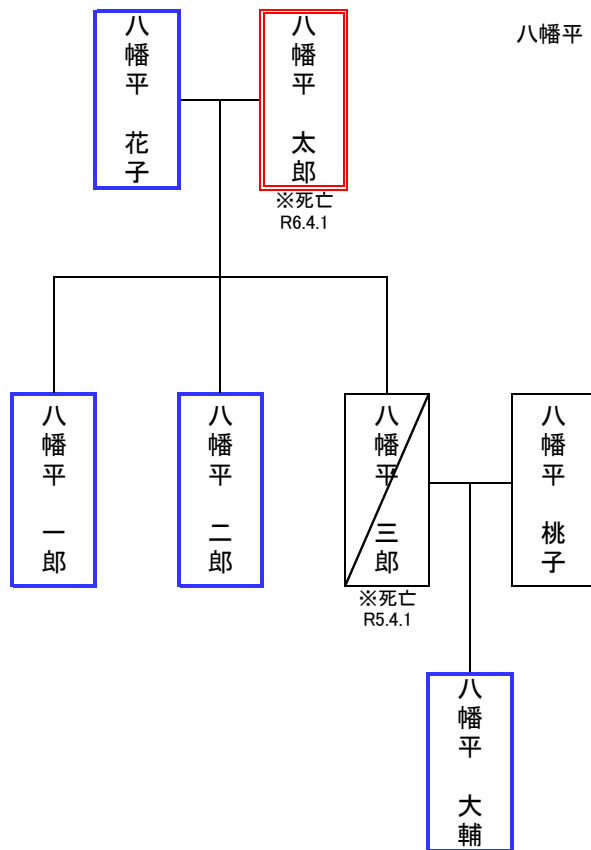
被相続人 八幡平 太郎

相続人 八幡平 花子 被相続人の妻

八幡平 一郎 被相続人の長男

八幡平 二郎 被相続人の次男

八幡平 大輔 被相続人の三男の子



【法定相続人と相続順位】

配偶者は常に相続人です。配偶者以外の相続人の順位は下記のとおりです。

第一順位 子(直系卑属) ※子が先に亡くなっている場合、孫になります

第二順位 親(直系尊属) ※両親が先に亡くなっており、祖父母がいる場合は祖父母になります

第三順位 兄弟姉妹 ※先に亡くなっている兄弟姉妹に子がいる場合は、子になります

★第二順位、第三順位の方は、上位の方がいない場合に相続人になります。

相続人代表者指定(変更)届出書

記載例

令和 6 年 5 月 1 日

八幡平市長 様

相続人

八幡平 花子

八幡平 一郎

八幡平 二郎

八幡平 大輔

右の「相続人」欄は、原則として自署です。
相続人本人の自署が困難な場合、相続人代表者の方が相続人本人から承諾を得ていただければ、代筆でも構いません。
ただし、代筆を行った場合は、「摘要」欄に承諾を得た内容を必ず記入してください。

原則、自署してください。

被相続人の市税に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定(変更)しましたので届け出ます。

相続人の代表者	氏 名 称	ハチマンタイ ハナコ 八幡平 花子		
	(変更前)	相続人を変更する場合は、この欄に前相続人代表者名を記入してください		
住(居)所(所在地)	住(居)所(所在地)	ハチマンタイ 野駄 八幡平市野駄21-170 電話0195(74)2111		
	(変更前)	相続人を変更する場合は、この欄に前相続人代表者住所を記入してください		
被相続人	氏 名	ハチマンタイ タロウ 八幡平 太郎		
	死亡時の住(居)所	八幡平市野駄21-170		
	死亡年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
相続人	氏 名 称	被相続人との続 柄	住(居)所(所在地)	相続分
	八幡平 花子	妻	八幡平市野駄21-170	
	八幡平 一郎	子	八幡平市野駄21-170	
	八幡平 二郎	子	八幡平市呷田70	
	八幡平 大輔	子の子	八幡平市大更第25-56-1	
摘 要	相続人 八幡平二郎、八幡平大輔については電話による確認を行い承諾を得ております。 令和6年5月1日 相続人代表 八幡平 花子			

(根拠法令 地方税法第9条の2第1項、同法施行令第2条第2項)

(注 1 「相続分」の欄には、民法(昭和31年法律第9号)第900条から902条までの規定を適用して定められる相続分の割合を記載してください。

2 届出をした代表者を変更する場合の届出書も、この様式を用いてください。